

令和6年度 岡山市立放課後児童クラブ 利用ガイド

【この利用ガイドは岡山市立放課後児童クラブ専用です。】

★このガイドには、入所申請から利用開始後までの重要な事項を記載しています。
必ずお読みいただくとともに、令和6年度中は大切に保管してください。

【一次募集】令和6年4月からの入所について

- （申請期間）令和5年10月23日（月）～令和5年11月17日（金） 必着
- （対象クラブ）各市立クラブ ※石井小学校児童クラブを除く
- （対象者）入所を希望する児童クラブの小学校に在学（入学予定）の方
- （利用区分）通年利用 ※期間限定利用を希望の方は申請できません
（利用区分の説明はP4参照）

【二次募集】令和6年4月からの入所について

- （申請期間）令和6年2月1日（木）～令和6年2月29日（木） 必着
- （対象クラブ）一次募集の入所決定後に定員に空きがある市立クラブ、石井小学校児童クラブ
- （対象者）入所を希望する児童クラブの小学校に在学（入学予定）の方、又は
入所を希望する児童クラブの小学校以外に在学（入学予定）の方
- （利用区分）通年利用、又は期間限定利用

【随時募集】年度途中からの入所について

- （申請期間）利用希望月の前々月の10日（※）～末日 必着
 - （対象クラブ）定員に空きがある市立クラブ（空き状況は市ホームページで毎月更新）
 - （対象者）入所を希望する児童クラブの小学校に在学（入学予定）の方、又は
入所を希望する児童クラブの小学校以外に在学（入学予定）の方
 - （利用区分）通年利用、又は期間限定利用
- ※申請開始日は月により異なる場合があります。各月の申請開始日はP11を参照してください

【目次】

1 放課後児童クラブの概要	
(1) 放課後児童クラブとは.....	1
(2) 対象児童(入所要件).....	1
(3) 対象クラブ(岡山市立放課後児童クラブ一覧).....	2
(4) 利用区分.....	4
(5) 利用期間.....	4
(6) 開所日・開所時間.....	4
(7) 定員・受け入れ.....	5
(8) 昼食・おやつ.....	5
(9) 保護者負担金.....	6
(10) その他.....	7
令和6年度申請分からの変更点.....	8
2 利用手続き	
(1) 手続きの流れ.....	9
(2) 申請書の提出.....	10
(3) 申請事項の変更.....	15
(4) 退所及び利用状況等の確認.....	15
(5) 入所許可の取消し.....	15
3 利用料の減免	
(1) 減免の内容.....	16
(2) 減免申請手続き.....	17
岡山市立放課後児童クラブ入所点数表	
○基準点.....	18
○加算点.....	19
○基準点及び加算点の合計点数が同じになった場合の優先順位表.....	19
提出書類記入例	
【記入例】令和6年度岡山市立放課後児童クラブ入所申請書.....	20
【記入例】児童調査書.....	22
【記入例】岡山市立放課後児童クラブ就労証明書.....	24
【記入例】岡山市立放課後児童クラブ入所事由証明書.....	26
【記入例】岡山市立放課後児童クラブ疾病負傷証明書.....	28
【記入例】申立書.....	29
【記入例】岡山市立放課後児童クラブ延長利用申請書.....	30
よくあるお問い合わせ	31

1 放課後児童クラブの概要

(1) 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブ(以下、「児童クラブ」という。)は、保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、放課後、適切な遊びや生活の場を提供して、その健全な育成を図るところです。

※保護者とは…「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。」(児童福祉法第6条)

(2) 対象児童(入所要件)

次のいずれかに該当する児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの。

- 岡山市に住所を有する児童で、小学校に在学しているもの。
- 岡山市外に住所を有する児童で、岡山市が設置する小学校に在学しているもの(ただし、入所できるのはその児童が在学する小学校の児童クラブに限ります)。
※児童クラブでは医療行為はできません。そのため、医療行為を必要とする児童は入所できない場合があります。

なお、「労働等により」とは、保護者が次の①～⑧のいずれかに該当する場合は、

事由	条件	入所期間
①就 労	月 48 時間以上労働することを常態として いる場合	必要と認められる期間 (ただし最長で入所した年度の末まで)
②妊娠・出産	出産予定日の前 6 週(多胎の場合前 14 週)から産後 8 週の期間を含む月単位の 期間にある場合 ※産後 8 週の期間を終えた後に引き続き育児休業を取得した場合、通年利用は年 度末まで、期間限定利用は当初申請した利用期間の末日まで利用可能とする。	出産予定日の前 6 週(多胎の場 合前 14 週)から産後 8 週の期間 を含む月単位の期間
③疾 病 等	病気やけが、又は心身に障害がある場合	①と同じ
④介 護 等	親族等を常時介護又は看護している場合	①と同じ
⑤災 害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧 にあたっている場合	①と同じ
⑥就 学 等	就学や職業訓練のため、児童の養育がで きない場合	卒業予定日又は終了予定日が属 する月の末日までの期間
⑦社会的養護	社会的養護の必要がある場合	①と同じ
⑧そ の 他	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行 っている場合	①と同じ
	育児休業復帰予定月の前1か月以内であ る場合	①と同じ
	採用(起業、就学)予定月の前1か月以内 である場合	①と同じ

※令和5年度までに利用があり、その利用料等に滞納がある場合は、申請前に岡山市地域子育て支援課にご相談ください。

(3) 対象クラブ(岡山市立放課後児童クラブ一覽)

※各区内 50 音順

区	クラブ名	呼称	定員 (人)	所在地	電話番号
北 区	足守小学校児童クラブ	あしっ子クラブ	40	北区足守789番地	086-295-2630
	◆石井小学校児童クラブ	石井すこやかクラブ	110	北区寿町2番8号	086-236-9210
	大野小学校児童クラブ	おおの児童クラブ	120	北区大安寺南町二丁目8番36号	086-238-0771
	加茂小学校児童クラブ	かもっちクラブ	45	北区津寺517番地	086-239-7076
	吉備小学校児童クラブ	吉備おひさまクラブ	179	北区庭瀬256番地	086-292-0339
	蛍明小学校児童クラブ	ほたるクラブ	40	北区大井360番地	086-236-7650
	岡南小学校児童クラブ	青空クラブ	95	北区岡南町二丁目4番5号	086-233-5869
	庄内小学校児童クラブ	庄内ひかりクラブ	138	北区三手336番地2	086-287-8806
	清輝小学校児童クラブ	杉の子クラブ	50	北区新道1番地	086-232-1809
	竹枝小学校児童クラブ	竹枝たけの子クラブ	27	北区建部町吉田1504番地	086-289-0930
	中山小学校児童クラブ	ももっこクラブ	112	北区一宮702番地	086-284-0178
	野谷小学校児童クラブ	のだにっこクラブ	35	北区栢谷259番地1	086-294-5521
	平津小学校児童クラブ	ひらつっこ児童クラブ	60	北区楢津738番地1	086-230-7220
	福渡小学校児童クラブ	福笑にじいろクラブ	39	北区建部町川口1302番地	086-722-3230
	牧石小学校児童クラブ	牧石さくら児童クラブ	40	北区祇園866番地	086-230-5734
	馬屋上小学校児童クラブ	まやかみやまびこクラブ	38	北区富吉2944番地2	086-236-8550
	御津小学校児童クラブ	みつっこ児童クラブ	41	北区御津宇垣1212番地	086-897-4721
	御南小学校児童クラブ	みんなこクラブ	194	北区今保243番地3	086-250-3175
	御野小学校児童クラブ	わかたけクラブ	188	北区中井町一丁目6番34号	086-232-5120
	桃丘小学校児童クラブ	風の子クラブ	40	北区芳賀5111番地22	086-284-7633
横井小学校児童クラブ	五月クラブ	148	北区横井上178番地1	086-238-0260	
鯉山小学校児童クラブ	りざんきらきらクラブ	51	北区吉備津1444番地	086-287-2199	
陵南小学校児童クラブ	りょうなんクラブ	160	北区東花尻241番地1	086-230-7225	
中 区	旭操小学校児童クラブ	あけぼのクラブ	120	中区倉富 160 番地	086-276-3780
	旭東小学校児童クラブ	さくらクラブ	48	中区門田屋敷本町 1 番 17 号	086-273-9855
	旭竜小学校児童クラブ	くすのきクラブ	45	中区八幡 8 番地 1	086-201-2565
	財田小学校児童クラブ	財田児童クラブ	101	中区長岡 58 番地 2	086-279-5759
	三敷小学校児童クラブ	三さんクラブ	150	中区徳吉町一丁目 1 番 21 号	086-201-0771
	操南小学校児童クラブ	たいようクラブ	130	中区藤崎 45 番地	086-230-5141
	操明小学校児童クラブ	操明つくしクラブ	145	中区藤崎 721 番地 3	086-206-1791
	高島小学校児童クラブ	どんぐりクラブ	216	中区国府市場 131 番地	086-206-3116
	竜之口小学校児童クラブ	竜之口クラブ	174	中区四御神 266 番地	086-279-1260
	富山小学校児童クラブ	なかよしクラブ	190	中区福泊 233 番地	086-276-0552
	平井小学校児童クラブ	ボンボンクラブ	130	中区平井四丁目 19 番 52 号	086-276-3010

区	クラブ名	呼称	定員 (人)	所在地	電話番号
東 区	浮田小学校児童クラブ	浮田児童クラブ	74	東区沼 1725 番地	086-206-5535
	雄神小学校児童クラブ	おがみっこクラブ	30	東区富崎 218 番地	086-230-2417
	開成小学校児童クラブ	開成いなほクラブ	48	東区金田 1524 番地	086-948-2727
	可知小学校児童クラブ	ひばりクラブ	90	東区可知一丁目 83 番地 2	086-238-5513
	芥子山小学校児童クラブ	みつばちクラブ	180	東区西大寺松崎 97 番地	086-230-5143
	江西小学校児童クラブ	江西なでしこクラブ	200	東区瀬戸町江尻 1399 番地 2	080-9956-8713
	古都小学校児童クラブ	古都グレープクラブ	73	東区古都宿 453 番地 1	086-279-1987
	西大寺小学校児童クラブ	ひまわりクラブ	90	東区西大寺上一丁目 19 番 21 号	086-230-1285
	西大寺南小学校児童クラブ	けやきっ子クラブ	75	東区金岡西町 435 番地 1	086-942-9219
	山南学園児童クラブ	さんなんっ子クラブ	135	東区北幸田 509 番地 1	086-206-4820
	城東台小学校児童クラブ	城東台レインボークラブ	45	東区城東台西三丁目 6 番 3 号	086-278-8899
	千種小学校児童クラブ	千種児童クラブ	56	東区瀬戸町鍛冶屋 391 番地	086-201-5001
	豊小学校児童クラブ	いちごクラブ	108	東区西大寺川口 130 番地 2	086-943-8033
	平島小学校児童クラブ	ひらじまっ子クラブ	55	東区東平島 1293 番地	086-206-2622
	政田小学校児童クラブ	政田ポブラくらぶ	64	東区政津 850 番地	086-948-3308
	御休小学校児童クラブ	みやす児童クラブ	40	東区西祖 179 番地	080-8248-3713
南 区	浦安小学校児童クラブ	しらすぎクラブ	141	南区浦安本町 95 番地	086-236-6621
	甲浦小学校児童クラブ	くじらクラブ	65	南区飽浦 250 番地	086-267-3345
	興除小学校児童クラブ	フレンドリー興除クラブ	80	南区中畦 593 番地	086-298-1007
	妹尾小学校児童クラブ	妹尾はるべっこクラブ	90	南区妹尾 1353 番地	086-239-8541
	曾根小学校児童クラブ	曾根っ子クラブ	52	南区曾根 139 番地 2	086-236-6112
	第一藤田小学校児童クラブ	いちふじみのりクラブ	60	南区藤田 349 番地	086-236-6560
	第三藤田小学校児童クラブ	三藤でんでんクラブ	54	南区藤田 1757 番地	086-236-8680
	第二藤田小学校児童クラブ	まつぼっくりクラブ	82	南区藤田 595 番地	086-296-5694
	灘崎小学校児童クラブ	虹色くれよんクラブ	72	南区片岡 1030 番地 1	086-363-1280
	七区小学校児童クラブ	あいかぜクラブ	42	南区北七区 61 番地 3	086-362-5201
	東疇小学校児童クラブ	東疇たんぼぼクラブ	135	南区東畦 656 番地 2	086-282-2314
	彦崎小学校児童クラブ	彦崎あおぞらクラブ	90	南区彦崎 2688 番地	086-362-7121
	福島小学校児童クラブ	あしの子クラブ	55	南区立川町 3 番 37 号	086-263-1661
	福浜小学校児童クラブ	小鳩クラブ	150	南区福富東一丁目 1 番 1 号	086-236-8773
	芳明小学校児童クラブ	芳明児童クラブ	100	南区万倍 1 番地	086-246-1656
	箕島小学校児童クラブ	みしまこどもクラブ	96	南区箕島 2384 番地	086-236-6002
芳田小学校児童クラブ	芳田児童クラブ	75	南区泉田 408 番地	086-230-7656	

◆石井小学校児童クラブ(石井すこやかクラブ)は、同小学校の入学制度上、他の児童クラブと申請時期が異なります。
詳しくは P10をご覧ください。

(4) 利用区分

①通年利用

年間を通しての毎月利用のこと。

※通年利用で入所した場合は、長期休業期間中も利用可能(申請は不要)です。

②期間限定利用

春休み(4月)・夏休み・冬休み・春休み(3月)の長期休業期間のみの利用のこと。

(夏休みの利用だけなど、一部の長期休業期間のみ申請することも可能です)。

＜入所後(または入所保留中)に①と②の利用区分を変更する場合＞

クラブを退所(または入所申請を取下げ)した後に、再度申請し入所許可を受ける必要があります。ただし、申請可能かどうかはその時のクラブの空き状況によります。また、申請しても必ず入所できるとは限りませんので、ご注意ください。

(5) 利用期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※新一年生及び期間限定利用(春休み(4月)の利用)も、4月1日からの利用期間となります。

※利用にあたっては、年度ごとに入所申請が必要です。

(6) 開所日・開所時間

①開所日

月曜日～金曜日及び土曜日。ただし、祝日、休日、12月29日～翌年1月3日は除く。

※土曜日は少なくとも月に2回程度の開所となりますが、詳細は各児童クラブにお問い合わせください。

※その他(災害の場合等)、臨時に開所又は閉所することがあります。

②開所時間

区分	平日	土曜日
通常期間 (1・2・3学期中)	午後1時～午後6時 (延長利用は、午後7時まで)	午前8時～午後6時 (延長利用なし)
長期休業期間 (春・夏・冬休み)	午前8時～午後6時 (延長利用は、午後7時まで)	

※短縮授業その他の事情により、開所時刻又は閉所時刻を変更する場合があります。

※開所日・開所時間については、岡山市地域子育て支援課ホームページをご参照ください。

③延長利用

- 延長利用は午後6時から午後7時までです。
- 延長利用の区分には、A. クラブの利用期間を通して利用する場合と、B. 急な事情等により突発的に利用する場合(スポット利用)があります。
- 区分 A は、利用期間の途中で開始又は中止することも可能です。

区分	利用方法
A. 利用期間を通しての利用	事前の申請が必要です。 ※入所申請書類と一緒に「延長利用申請書」を提出してください。(随時の利用申請も可) ※利用期間の途中で開始又は中止する場合は、その時点で「延長利用申請書」又は「延長利用中止届」をクラブに提出してください。 恒常的(月に4回以上)に利用される場合は、A を選択してください。
B. 急な事情等による突発的な利用(スポット利用)	事前の申請は必要ありません。 ※延長利用が判明した時点で、「延長(スポット)利用申請書」をクラブに提出してください。

(7) 定員・受け入れ

クラブごとに定員を定めており、原則、定員の範囲内で児童を受け入れます。

<通年利用の場合>

申請が定員を超える場合については、利用における安全面等を十分考慮し受入数を判断します。

<期間限定利用の場合>

通年利用の受け入れが決定した後、定員に空きがあるクラブについて受け入れます。

(8) 昼食・おやつ

①昼食

長期休業期間(夏休み等)、土曜日及び短縮授業日等により、学校給食がない日は、各自で昼食(弁当等)を持参してください。

②おやつ

児童クラブでは、児童の栄養面や活力面の観点から、おやつの提供を行います。
なお、食物アレルギーがあって、クラブが提供するおやつが食べられない児童については、各自でおやつの持参をお願いします(この場合、おやつ代は徴収しません)。
※食物アレルギー以外にも医師からの指示などにより、おやつに制限がある場合は、児童クラブへ相談してください。

(9) 保護者負担金

保護者負担金は、利用料、延長利用料(スポット利用料含む)及びおやつ代の合計金額です(下表の金額は、児童1人あたりの額です)。

- 利用料及び延長利用料には減免制度があります(おやつ代には減免制度はありません)。詳しくはP16をご覧ください。
- 延長利用料は、延長利用(スポット利用を含む)を申請する場合のみ必要です。
- 自己都合等による欠席については、原則利用料が発生します。延長利用を申請している場合も同様です。
- おやつ代は、通年利用のひと月又は期間限定利用の対象期間において、利用が1日もなかった場合は徴収しません。

①通年利用の場合

保護者負担金区分	月額
㉞利用料	7,500円
㉟延長利用料	2,500円
	スポット利用 1回700円(上限2,500円)
㉡おやつ代	2,000円
合計	㉞㉟㉡の合計額

※月の途中で入所・退所した場合も1か月分の保護者負担金をご負担いただきます(日割り計算は行いません)。

※長期休業期間中も上記の金額です。

②期間限定利用の場合

保護者負担金区分	春休み(4月)	夏休み	冬休み	春休み(3月)	<参考>全期間
㉞利用料	2,500円	12,500円	2,500円	2,500円	20,000円
㉟延長利用料	600円	3,200円	600円	600円	5,000円
	スポット利用 1回600円 (上限600円)	スポット利用 1回700円 (上限3,200円)	スポット利用 1回600円 (上限600円)	スポット利用 1回600円 (上限600円)	スポット利用 ※それぞれの期間の利用による。
㉡おやつ代	500円	2,500円	500円	500円	4,000円
合計	各利用期間ごとに㉞㉟㉡の合計額				

※期間の途中で入所・退所した場合も上記期間分の保護者負担金をご負担いただきます(日割り計算は行いません)。

③保護者負担金(利用料・おやつ代)の納入

- 納入方法は口座振替です。入所決定後、(公財)岡山市ふれあい公社ホームページから振替する口座の登録をしてください。
- 口座振替日は、利用月の翌月の指定日(原則27日。土日祝日の場合は翌平日)です。
(例)令和6年4月分は令和6年5月27日に振替
- 口座振替に関するお問い合わせは、(公財)岡山市ふれあい公社子ども支援課までお願いします。
- 保護者負担金は、納付期限までに必ず納付してください。なお、保護者負担金を滞納した場合は、法的手段をとることがあります。
- 令和5年度までに利用があり、その利用料等に滞納がある場合は、申請前に岡山市地域子育て支援課にご相談ください。

(10) その他

①一斉降所・送迎

一斉降所時間(児童が自力で児童クラブから帰る時間)や保護者による送迎、その取り扱い等の詳細については、各児童クラブへお問い合わせください。

②服薬

投薬は、児童クラブの職員が行うことはできません。服薬が必要な場合は、児童が自分で服薬することになります。適切な服薬支援のため、必ず保護者の方から、薬の用途や服薬時間などについて、児童クラブの職員へお伝えください。

③学級閉鎖等の場合

学級閉鎖(学校閉鎖)となったクラスの児童は、疾病等の感染拡大を防止するため、閉鎖期間中(閉鎖期間の前登校日が短縮授業となった場合はその日を含む)は児童クラブを利用できません。そのため、急な下校により、児童が困らないよう、あらかじめご家庭で対応を決めておいてください。

また、感染症にかかり出席停止となった児童が治癒後、児童クラブを利用する際は、学校に提出する「証明書(報告書)」の写しを提出してください。提出できない場合は、医師から登校可能である旨の指示を受けたことを保護者から文書(任意の様式)で児童クラブへ提出してください。

④災害発生時の対応

台風等の災害発生時又はそのおそれがある場合、開所時刻又は閉所時刻を変更することがあります。

その場合、予定より早く保護者の方にお迎えをお願いすることがあります。

- **令和6年度申請分からの変更点**
継続して申請される方はご注意ください。

【入所事由証明書の様式】

○入所事由証明書の様式を、「就労証明書」に一部変更しました。

詳しくは、P13、24、25を参照してください。

【申請書の提出先・提出方法】

○一次募集・二次募集期間の申請書提出先、提出方法を変更しました。

郵 送

- ・岡山市立放課後児童クラブ入所申請受付窓口

持 参

- ・各児童クラブ
- ・公益財団法人岡山市ふれあい公社 子ども支援課
- ・岡山市役所地域子育て支援課
- ・各区役所 総務・地域振興課

詳しくは、P12を参照してください。

【入所点数表】

○就労について、居宅外・居宅内の類型を統一し、雇用形態に応じて点数を見直しました。
詳しくは、P18を参照してください。

○ひとり親世帯について、家庭の状況により基準点と加算点の取り扱いを変更しました。

例)離婚(離婚調停中)して、ひとり親世帯となった場合

- ・基準点 10点(就労)……就労証明書(月140時間以上の勤務を常態としている場合)
10点(不存在)……保護者が不存在とわかる書類(児童扶養手当証書等)
- ・加算点 3点(ひとり親世帯)

※「住民票」…ひとり親世帯の証明書類としては扱いません。

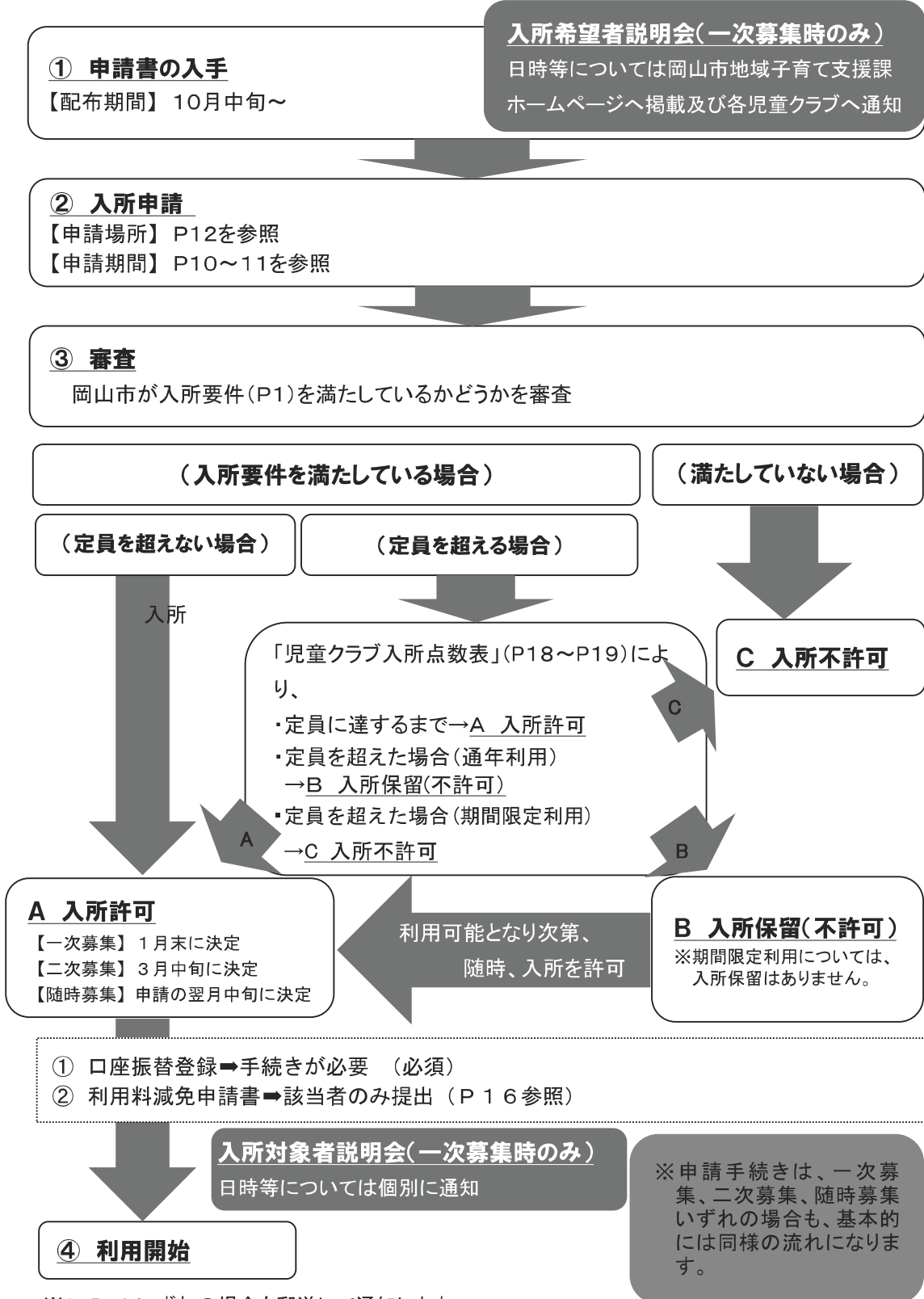
例)離婚協議中で、相手方と別居している場合

- ・基準点 10点(就労)……就労証明書(月140時間以上の勤務を常態としている場合)
10点(不存在)……保護者が不存在とわかる書類(住民票等)
申立書

詳しくは、P13、14、18、19を参照してください。

2 利用手続き

(1) 手続きの流れ



※A、B、Cいずれの場合も郵送にて通知します。

(2) 申請書の提出

「岡山市立放課後児童クラブ入所申請書」に必要事項を記入の上、添付書類と一緒に申請期間内に申請場所(P12)へ提出してください。

ただし、同一児童が複数の利用区分や市立クラブを同時に申請することはできません。

①申請期間

(通年利用)

〈令和6年4月からの入所を希望する場合〉

一次募集 令和5年10月23日(月)～11月17日(金) ※必着

※石井小学校児童クラブ及び、入所を希望する児童クラブの小学校以外に在学(入学予定)の場合は、二次募集で申請を受け付けます。

二次募集 令和6年2月1日(木)～2月29日(木) ※必着

※一次募集の入所決定後に、定員に空きがあるクラブが対象です。

〈年度途中からの入所を希望する場合〉

随時募集 利用希望月の前々月の10日～末日 ※必着

※定員に空きがあるクラブが対象です。

(期間限定利用)

〈令和5年度中に令和6年度分の申請を希望する場合〉

二次募集 令和6年2月1日(木)～2月29日(木) ※必着

※一次募集の入所決定後に、定員に空きがあるクラブが対象です。

〈年度途中からの入所を希望する場合〉

随時募集 利用を希望する期間の前々月の10日～末日 ※必着

※定員に空きがあるクラブが対象です。

※随時募集の申請開始日は、月により異なる場合があります。各月の申請開始日はP11を参照してください。

※申請期間の末日が、土曜(土曜開所日を含む)、日曜、祝日、休日、年末年始(12月29日から1月3日まで)の場合は前開所日までの受付となります。

〈令和6年4月～5月に育児休業復帰を予定している場合〉

一次募集で申請を受け付けます。

〈令和6年6月～令和7年3月に育児休業復帰を予定している場合〉

二次募集または随時募集で申請を受け付けます。

※二次募集で申請した場合、利用できるのは復帰予定月の前月からです。

※随時募集で申請する場合、申請ができるのは利用開始月の前々月(復帰予定月の3か月前)からです。

例) 復帰予定月が9月の場合・・・利用開始可能月 8月 ⇒ 申請できる月 6月

各児童クラブの空き状況は、岡山市地域子育て支援課ホームページに掲載し、毎月10日頃に更新します。

※一次募集の入所決定後の空き状況は、令和6年2月1日に更新予定です。

<利用期間及び申請期間>

通年利用		期間限定利用	
利用開始月	申請期間	利用期間	申請期間
4月	<p>(一次募集) 令和5年10月23日～令和5年11月17日 ※石井小学校児童クラブ及び入所を希望する児童クラブの小学校以外に在学(入学予定)の場合は二次募集で申請を受け付けます。</p> <p>(二次募集)※定員に空きがある場合 令和6年2月1日～令和6年2月29日</p>	<p>春休み(4月) 夏休み(7月、8月) 冬休み(12月、1月) 春休み(3月)</p> <p>(二次募集)※定員に空きがある場合 令和6年2月1日～令和6年2月29日 ※利用する期間は問いません。夏休みのみ利用する場合等も申請可能です。</p>	
5月	(随時募集)※定員に空きがある場合 令和6年3月14日～令和6年3月29日		
6月	(随時募集)※定員に空きがある場合 令和6年4月10日～令和6年4月30日		
7月	(随時募集)※定員に空きがある場合 令和6年5月10日～令和6年5月31日		
8月	(随時募集)※定員に空きがある場合 令和6年6月10日～令和6年6月28日	<p>夏休み(7月、8月)</p> <p>(随時募集)※定員に空きがある場合 令和6年5月10日～令和6年5月31日 ※冬休み(12月、1月)、春休み(3月)も併せて申請可能です。</p>	
9月	(随時募集)※定員に空きがある場合 令和6年7月10日～令和6年7月31日		
10月	(随時募集)※定員に空きがある場合 令和6年8月13日～令和6年8月30日		
11月	(随時募集)※定員に空きがある場合 令和6年9月10日～令和6年9月30日		
12月	(随時募集)※定員に空きがある場合 令和6年10月10日～令和6年10月31日		
1月	(随時募集)※定員に空きがある場合 令和6年11月11日～令和6年11月29日	<p>冬休み(12月、1月)</p> <p>(随時募集)※定員に空きがある場合 令和6年10月10日～令和6年10月31日 ※春休み(3月)も併せて申請可能です。</p>	
2月	(随時募集)※定員に空きがある場合 令和6年12月10日～令和6年12月27日		
3月	(随時募集)※定員に空きがある場合 令和7年1月10日～令和7年1月31日	<p>春休み(3月)</p> <p>(随時募集)※定員に空きがある場合 令和7年1月10日～令和7年1月31日</p>	

②申請場所

一次募集・二次募集

郵送

・岡山市立放課後児童クラブ入所申請受付窓口

〒700-0901 岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル4階 株式会社キャリアプランニング内

※必ず、封筒の表に「児童クラブ申請書在中」とご記入ください。

(令和6年度一次募集・二次募集 申請事務受託事業者 株式会社キャリアプランニング)

持参

・各児童クラブ

※P2(3)対象クラブ(岡山市立放課後児童クラブ一覧)を参照

※各児童クラブの開所時間内(延長時間、土曜開所含む)にご持参ください。

・公益財団法人岡山市ふれあい公社 子ども支援課

〒702-8002 岡山市中区桑野715番地2(岡山ふれあいセンター1階)

◆月～金(祝日、休日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

・岡山市役所地域子育て支援課

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号(岡山市役所本庁舎9階)

◆月～金(祝日、休日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

・各区役所 総務・地域振興課

◆月～金(祝日、休日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

随時募集

・各児童クラブ(持参のみ)

・公益財団法人岡山市ふれあい公社 子ども支援課(持参又は郵送)

・岡山市役所地域子育て支援課(持参又は郵送)

・各区役所 総務・地域振興課(持参のみ)

※住所・受付時間は上記を参照

③提出書類

申請書等は、必ず黒のボールペンでご記入ください。鉛筆やシャープペンシル、消せるボールペンで記入された書類は受け付けできません。

- 1 岡山市立放課後児童クラブ入所申請書 ※児童1人につき1枚の申請書が必要
- 2 児童調査書
- 3 岡山市立放課後児童クラブ延長利用申請書 ※希望者のみ
- 4 添付書類(A、B) ※P13、14を参照
- 5 入所申請確認票

A 入所を希望する理由を証明する書類(保護者の方それぞれについて必要)

事由		証明書類
① 就労	被雇用者 株式会社等の役員	・就労証明書
	自営業 農業	・就労証明書 ・納品書、領収書、帳簿等の自営の確認ができる書類2点
	内職	・内職状況申告書
② 妊娠・出産		・入所事由証明書【2出産・病気・障害・介護(看護)の人】 ※就労先で産前産後休暇を取得する場合は就労証明書 ・親子手帳(母子健康手帳)の保護者と分娩予定日の確認ができるページの写し
③ 疾病等	疾病・負傷	・入所事由証明書【2出産・病気・障害・介護(看護)の人】 ・疾病負傷証明書
	障害	・入所事由証明書【2出産・病気・障害・介護(看護)の人】 ・障害者手帳等の写し
④ 介護又は看護		・入所事由証明書【2出産・病気・障害・介護(看護)の人】 ・民生委員の確認書又は介護や看護が必要な状況の確認ができるもの(介護保険証、障害者手帳、医師の診断書等)の写し
⑤ 災害		・り災証明書又は被災証明書等の写し
⑥ 就学等		・入所事由証明書【1就学、就学予定の人】 ・在学証明書 ・時間割又は学生証等の写し
⑦ 社会的養護		・公的機関の文書等
⑧ その他	採用予定	・就労証明書
	起業予定	・就労証明書 ・事業用に購入した物品、機材等の領収書又は店舗予定地の賃貸借契約書の写し等の起業予定が確認できる書類2点
	就学予定	・入所事由証明書【1就学、就学予定の人】 ・合格通知及び時間割等の写し
	育児休業復帰予定	・就労証明書
	求職中	・申立書 ・求職状況のわかる書類(ハローワーク受付票等の写し)
不存在	・保護者が不存在であることがわかる書類1点 戸籍全部事項証明書、児童扶養手当証書、児童扶養手当支給停止通知書、遺族年金受給者証、ひとり親家庭等医療費受給資格証、事件係属証明書、住民票等のいずれかの写し ・申立書(離婚協議中の方のみ)	

※入所日時点での入所事由を証明する書類が必要です。

※自営の確認ができる書類は、追加で提出をお願いする場合があります。

※証明書類欄に複数の書類の記載があるものは、全ての書類の提出が必要です。

(「又は」と記載があるもののみいずれかで可)

B その他の状況に応じ提出するもの ※該当者のみ

事由	証明書類
ひとり親世帯 (事実婚、離婚協議中の方は 該当しません。)	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍全部事項証明書(3か月以内のものに限る) ・児童扶養手当証書 ・児童扶養手当支給停止通知書 ・遺族年金受給者証 ・ひとり親家庭等医療費受給資格証 ・事件係属証明書(離婚調停中のみ)等
児童が障害を有する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・通所受給者証 ・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療受給者証 ・医師の診断書 ・医師の意見書 <p>※検査結果のみの書類は不可</p>

いずれかの写し

いずれかの写し

※兄弟姉妹等で同一日に申請する場合は、添付書類は児童1人分で構いません。

(AとBの証明書類が重複する添付資料は1部で構いません。)

※証明書類の写しはすべて **A4サイズ**としてください。

※証明書類は、特段の記載がなければ、概ね6か月以内に証明されたものとし、有効期限があるものは期限内のものとし、ただし、証明書類が更新手続き中の場合は、更新前の直近のものを提出し、更新後に再度提出してください。

※申請期間内に必要な書類が提出されないときは、入所要件を満たさないものと判断する場合があります。申請期間内に書類が間に合わない場合は、岡山市地域子育て支援課へ相談してください。

※入所の許可・不許可に関わらず、提出書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

※必要に応じ上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

④申請の取り下げ・利用の辞退

次の場合は、「岡山市立放課後児童クラブ入所申請取下・利用辞退・退所届出書」を各児童クラブ又は岡山市ふれあい公社へ速やかに提出してください。様式は、岡山市地域子育て支援課ホームページからダウンロードできます。

○入所決定前に申請を取り下げる場合

○入所決定後、利用開始前に利用を辞退する場合

(3) 申請事項の変更

申請した内容に変更が生じた場合は、下表を参考に「岡山市立放課後児童クラブ入所申請書等記載事項変更届出書」を各児童クラブ又は岡山市ふれあい公社へ速やかに提出してください。様式は、岡山市地域子育て支援課ホームページからダウンロードできます。

なお、入所事由が変更となる場合は、変更後の入所事由を証する書類の再提出が必要です。

変更内容	変更の具体例	変更届
住所・氏名 世帯の構成	<ul style="list-style-type: none"> ・転居した ・結婚した ・離婚した等 	必要
入所事由	<ul style="list-style-type: none"> ・採用(起業、就学)予定だったが、就労又は就学を開始した ・就労していたが、産前産後休暇や育児休業を取得した ・育児休業から復職した(申請時の復帰予定日から変更があった方) 	必要
勤務先	<ul style="list-style-type: none"> ・転職した ・雇用期間が更新された 	必要
	<ul style="list-style-type: none"> ・部署や支店が異動になった ・派遣先が変更になった ・雇用形態が変更になった ・会社の住所や社名が変わった等 	不要
勤務時間・日数	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間が増加した ・勤務日に変更になった等 	不要 ※1

※1 入所保留の方は、基準点が変わる可能性がありますので提出が必要です。

(4) 退所及び利用状況等の確認

- 利用期間の途中で児童クラブを利用する必要がなくなった場合は、「岡山市立放課後児童クラブ入所申請取下・利用辞退・退所届出書」を退所日の7日前まで(退所日を含む)に各児童クラブ又は岡山市ふれあい公社へ提出してください。様式は、岡山市地域子育て支援課ホームページからダウンロードできます。
- 長期間欠席された場合(継続して1か月以上の欠席)には、児童クラブの利用を継続されるかどうか確認させていただき、状況によっては退所していただくことがあります。なお、入院等で長期間欠席される場合は、岡山市地域子育て支援課へご相談ください。
- 入所要件を満たさなくなった場合は、利用を継続することはできません。

(5) 入所許可の取消し

- 入所申請の内容に虚偽や不正等があった場合には、許可を取り消すことがあります。なお、この場合でも、利用した月の保護者負担金をご負担いただきます。

3 利用料の減免

世帯の収入状況や兄弟姉妹が同時に入所する場合に、保護者負担金の月額利用料、延長利用料(スポット利用を含む)、期間限定利用料、期間限定延長利用料(スポット利用を含む)について減免制度を設けています。※減免の適用には申請が必要です。

なお、おやつ代は減免できません。

(1) 減免の内容

① 通年利用(毎月利用)の場合

対象世帯	減免割合	月額利用料
		延長利用料
生活保護受給世帯	全額免除	0円
		0円
児童扶養手当受給世帯	1/3 減額	5,000円
		1,600円
兄弟姉妹世帯 (2人目)	1/4 減額	5,600円
		1,800円
兄弟姉妹世帯 (3人目以降)	1/2 減額	3,700円
		1,200円

※上段は利用料、下段は延長利用料の減免適用後の金額

(スポット利用料についても、該当する世帯の減免割合が適用されます。また、複数の対象世帯に該当する場合は、申請に基づき、減免割合の高い方が適用されます。)

② 期間限定利用の場合

対象世帯	減免割合	春休み(4月)	夏休み	冬休み	春休み(3月)
		延長利用料	延長利用料	延長利用料	延長利用料
生活保護受給世帯	全額免除	0円	0円	0円	0円
		0円	0円	0円	0円
児童扶養手当受給世帯	1/3 減額	1,600円	8,300円	1,600円	1,600円
		400円	2,100円	400円	400円
兄弟姉妹世帯 (2人目)	1/4 減額	1,800円	9,300円	1,800円	1,800円
		400円	2,400円	400円	400円
兄弟姉妹世帯 (3人目以降)	1/2 減額	1,200円	6,200円	1,200円	1,200円
		300円	1,600円	300円	300円

※減免前の利用料は P6 を参考にしてください。

(2) 減免申請手続き

「岡山市立放課後児童クラブ利用料減免申請書」は、入所決定後に送付しますので、次の書類と一緒に提出してください。

1 岡山市立放課後児童クラブ利用料減免申請書 ※1世帯につき1枚の申請書が必要

2 添付書類(以下の事由に応じた書類を添付)

減免事由	添付書類
㊦ 生活保護受給世帯	生活保護受給証明書(原本)
㊧ 児童扶養手当受給世帯	児童扶養手当証書(写)
㊨ 兄弟姉妹世帯	不要

①減免の適用

- 減免の適用又は非適用は、事実発生日からとなります(前年度に遡ることはできません)。
- 減免は年度ごとに申請が必要です。
- 兄弟姉妹世帯の2人目減免は2人目の児童のみ、兄弟姉妹世帯の3人目以降の減免は3人目以降の児童のみに適用されます。
- 兄弟姉妹世帯で通年と期間限定をそれぞれ利用する場合、重複した月のみの減免が適用されます。

②申請場所

○岡山市役所地域子育て支援課(持参又は郵送)

※児童クラブ、岡山市ふれあい公社では受付できません

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号(岡山市役所本庁舎9階)

岡山市岡山っ子育成局子育て支援部地域子育て支援課

◆月～金(祝日、休日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

③注意事項

- 対象世帯に該当していても、申請をしていない場合は適用できません。
- 対象世帯に該当しなくなった場合は、「岡山市立放課後児童クラブ利用料減免理由消滅届出書」を岡山市地域子育て支援課へ直ちに提出してください。「岡山市立放課後児童クラブ利用料減免理由消滅届出書」は岡山市地域子育て支援課ホームページからダウンロードできます。

岡山市立放課後児童クラブ入所点数表

○基準点

区分	類型	状況		点数	
① ※1 ※2	就労	被雇用者	月 140 時間以上の勤務を常態としている場合	10	
			月 120 時間以上の勤務を常態としている場合	9	
			月 100 時間以上の勤務を常態としている場合	6	
			月 80 時間以上の勤務を常態としている場合	5	
			月 48 時間以上の勤務を常態としている場合	4	
		内職	月 120 時間以上の勤務を常態としている場合	5	
			月 60 時間以上の勤務を常態としている場合	3	
月 48 時間以上の勤務を常態としている場合	2				
②	妊娠・出産	出産予定日の前 6 週(多胎の場合前 14 週)から産後 8 週の期間を含む月単位の期間にある場合(就労先で産前・産後休暇を取得する場合を含む)		8	
③	疾病 ・ 負傷 ・ 障害	疾病 負傷	1か月以上の入院、入院見込み、常時寝床の場合	10	
			居宅療養 (1 か月以上)	安静を要すると診断された場合、又は日常生活に支障があり、家庭での児童の育成が困難な場合	8
				週 3 日程度の通院加療等が必要な場合	4
		障害	「身体障害者手帳 1～2 級所持」、「聴覚障害者 2～3 級所持」、「精神障害者保健福祉手帳 1 級所持」、「療育手帳 A 所持」、「介護保険の要介護度が 3～5」のいずれかに該当する場合		10
			「身体障害者手帳 3 級所持」、「聴覚障害者 4 級所持」、「精神障害者保健福祉手帳 2 級所持」、「療育手帳 B 所持」、「介護保険の要介護度が 1～2」のいずれかに該当する場合		6
			「身体障害者手帳 4～6 級所持」、「精神障害者保健福祉手帳 3 級所持」、「介護保険の要介護度が要支援」のいずれかに該当する場合		3
④	介護又は看護	同居又は別居の親族等を常時介護又は看護している場合		区分①	
⑤	災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合		10	
⑥	就学等	就学	就学のため、児童の育成ができない場合	区分①	
		職業訓練	職業訓練のため、児童の育成ができない場合	区分①	
⑦ ※3	社会的養護	社会的養護の必要がある場合		—	
⑧ ※4	その他	求職中	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている場合	1	
		不存在	死亡、離婚(離婚調停・協議中を含む)、行方不明、拘禁等	10	
		育児休業復帰予定	育児休業復帰予定月の前 1 か月以内である場合 例) 育児休業復帰予定月が 5 月の場合⇒4,5 月が対象月	区分①	
		採用(起業、就学)予定	採用(起業、就学)予定月の前 1 か月以内である場合 例) 採用予定月が 5 月の場合⇒4,5 月が対象月	区分① -1 点	

○加算点

区分	類型	状況	点数	
			学区内※5	学区外※5
A	児童の学年	小学1年生	60	50
		小学2年生	50	40
		小学3年生	40	30
		小学4年生	30	20
		小学5年生	20	10
		小学6年生	10	—
B	ひとり親世帯	児童が母又は父のみに養育されている場合	3	
C	障害	利用を希望する児童が障害を有する場合	10	
D	支援員等	保護者が、岡山市に登録のある児童クラブ※6に勤務中又は勤務(復職)予定の場合	10	

※1 区分①については、法定の休憩時間を除いた所定労働時間(自営等の方も準じて除きます)により判断します。

※2 点数欄に「区分①」とある場合は、区分①の「被雇用者・自営業・農業」の時間数に応じた点数を準用します。

※3 区分⑦の社会的養護に該当する場合は、状況により優先的に入所できるよう取り扱います。入所申請の際には、公的機関の文書等が必要となりますので、岡山市地域子育て支援課へお問い合わせください。

※4 点数欄に「区分①-1点」とある場合は、区分①の「被雇用者・自営業・農業」から1点減じたものを準用します。

※5 入所を希望する児童クラブの小学校に在学(入学予定)の方は「学区内」、入所を希望する児童クラブの小学校以外に在学(入学予定)の方は「学区外」の加算点となります。

※6 岡山市に登録のある児童クラブについては、岡山市地域子育て支援課ホームページをご覧ください。

➤ 兄弟姉妹についての加算点はありません。

➤ 入所要件を満たしていない場合は不許可となります。

➤ 申請内容が基準に適合しているかどうかを審査するために必要な書類が提出されない場合は、加点が適用できません。

【点数づけの考え方】

父、母それぞれについて、基準点の各区分のうち該当する項目(父、母それぞれ1項目ずつ)の点数を合計した点数に、加算点を合計した点数が高い方から入所が決定されます。なお、ひとり親世帯については、基準点の「不存在」の10点に加え、加算点(3点)を加味します。

○同点時基準表(基準点及び加算点の合計点数が同じになった場合の優先順位表)

順位	基準
1	学年が低い児童
2	ひとり親世帯の児童
3	障害を有する児童
4	保護者が、岡山市に登録のある児童クラブに勤務中又は勤務(復職)予定の児童

※保護者負担金の滞納がないことが審査の前提となります。
 ※上記で決定しない場合は岡山市で抽選を実施し決定します。